

27日獣発第129号

平成27年8月13日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

### 麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備について

このことについて、平成27年7月31日付け薬食監麻発0731第4号をもって、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、動物用ケタミンを扱う麻薬卸売業免許の申請に伴う麻薬貯蔵設備のあり方について、岡山県保健福祉部長から厚生労働省に対する疑義照会に関するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601



薬食監麻発0731第4号  
平成27年7月31日

公益社団法人日本獣医師会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備について（回答）

標記について、別添1のとおり岡山県保健福祉部長から照会があり、別添2のとおり回答しましたので、参考までに通知します。



別添 /

医薬第 179 号  
平成 27 年 7 月 28 日

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長 殿

岡山県保健福祉部長



麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備について（疑義照会）

このことについて、下記のとおり疑義が生じたのでご教示願います。

記

麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備の基準については、昭和 56 年 8 月 14 日付け薬発第 780 号厚生省薬務局長通知（以下「局長通知」）に基づき指導を行ってきたところですが、次の申請者からの免許については、昭和 28 年 10 月 27 日付け薬麻第 783 号厚生省薬務局麻薬課長通知にある「離島等において国民医療上、特に麻薬卸売業者の免許を与える必要がある場合等」に該当するものと解し、前述の基準を満たす貯蔵設備に代えて、鍵をかけた堅固な設備（容易に移動できない重量金庫等）を備えさせる等の措置を講ずることとして差支えないか。

なお、当該業者が、医療用医薬品の麻薬を扱うこととなった場合には、局長通知に基づく指導を行うこととする。

1 麻薬卸売業免許申請者について

申請者は、医療用医薬品と動物用医薬品を取扱い、麻薬に関しては、動物用ケタミンのみを取扱う予定である。また、申請者は動物用ケタミンを県内の動物診療所等に卸売する唯一の卸売業者となる予定の者である。

2 取り扱う麻薬について

申請者が取扱う予定の麻薬（動物用ケタミン）の最大保管量は 50ml バイアル 10 本及び 10ml バイアル 50 本である。



薬食監麻発0731第1号

平成27年7月31日

岡山県保健福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

( 公 印 省 略 )

麻薬卸売業者の麻薬貯蔵設備について (回答)

平成27年7月28日付け医薬第179号により照会があった標記については、  
貴見のとおりで差し支えない。